

入 札 仕 様 書

1 業 務 名：石川県銃による捕獲技術ステップアップ研修事業業務委託

2 履行期限：令和9年2月26日まで

3 目 的

近年、県内におけるニホンジカやイノシシの推定生息数が増加傾向にある中、捕獲を担う狩猟者の育成が喫緊の課題となっている。本業務では、銃器での捕獲経験のある狩猟者を対象として、ニホンジカやイノシシの銃器による捕獲のための知識・技術の向上に資する講習や実践的な現地実習等を開催し、中核を担う狩猟者の育成を図ることを目的とする。

4 受講生の定員・要件等

受講定員は15名程度とする。受講要件は下記のとおりとする。

- 県内居住者であること。
- 原則として、一定年数以上の銃器でのニホンジカ、イノシシの捕獲経験があること。
- さらなる技術向上を通して、狩猟者として中核的役割を担う意欲のある者
- 銃器による有害鳥獣捕獲活動もしくは指定管理鳥獣捕獲等事業に従事している、もしくは従事見込であること

受講料は無料とするが、交通費や猟具・実包の購入、射撃場利用に要する費用は受講生の負担とする。

5 業務内容

(1) 講習等計画の作成

別紙「講習等計画案」に即して作成する。

(2) 会場等の確保

講習に必要な会議室、現地実習の会場、必要な機材等を手配する。講習等の当日は会場等の事前準備を行う。

(3) 受講生の募集・決定

募集要領、受講申込書、募集チラシを作成し、委託者の承認を受けた上で、受講生の募集を行う。問合せ対応、申込の受付は受託者が行う。(募集要領への記載事項：事業目的、定員、受講生の要件、受講料、開講日時・場所、講習内容、申込期間、申込方法、受講生の決定方法等)

受託者は、申込期間終了後、委託者と協議の上、受講生を決定し、応募者全員に受講の可否を通知する。

(4) 講習等資料の作成

各回の講習等の内容に対応した資料を作成する。なお、既存の資料や素材の使用も可能だが、著作権者に対し、本業務における使用の許可を得たものを使用すること。そのために必要な費用は受託者が負担することとする。

(5) 受講生への連絡

受講生に対して、講習等の開催の連絡を行うとともに、出欠を事前確認する。

(6) 講習・現地実習の実施

作成した資料、資材等を使用して、講習及び現地実習を開催する。

外部の者に講師を依頼する場合には、謝礼、旅費等の経費を支払うものとする。

参加者に傷害保険（死亡時500万円、入院時5千円以上のもの）に加入させ、その費用は受託者が負担する。

野生イノシシのCSF（豚熱）ウイルス感染確認地点から半径10km圏内においては、消毒等の防疫措置を実施する。

(7) 受講生へのアンケート調査等

講習等の内容見直しの検討材料とするため、各講習等の終了後に受講生に対してアンケート調査を実施し、結果を整理・分析する。

5 打ち合わせ協議

委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、講習等計画作成時に、打ち合わせ協議を行う。

6 成果品

講習等の結果について取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。

(1) 講習等資料 1部（電子媒体を含む）

(2) 講習等記録（講習等の状況が確認できる写真等） 1部（電子媒体を含む）

7 成果品の取扱い

本業務の成果に係る一切の権利は石川県に帰属するものとし、石川県の許可なく他者に公開してはならない。

8 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

(別紙)

講習等計画案

石川県銃による捕獲技術ステップアップ研修事業の講習等計画は下表を基本とするが、実施時期、場所、内容等の詳細については、受講生の学びやすさ、参加しやすさ、会場の確保状況等を検討し、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

時期	場所 (期間)	定員	テーマ	内容
11 月頃	南砺市 大径口 ライフル 射撃場 (1 日)	15 名程度	射撃研修	・ 静的射撃の基本 ・ 静的射撃実習
12 月～ 1 月頃	石川県内 1 箇所 (1 日)	15 名程度	捕獲計画策定実習	・ 銃猟の捕獲計画策定方法の基本 ・ 忍び猟の捕獲技術 ・ グループワークによる捕獲計画策定実習
	石川県内 2 箇所 (各 1 日)	15 名程度	巻き狩り実習	・ 巻き狩り実習（実銃使用） ・ 捕獲計画の振り返り
	石川県内 1 箇所 (1 日)	15 名程度	忍び猟実習	・ 忍び猟実習（実銃使用） ・ 捕獲計画の振り返り